

★北多摩東支部HPを
リニューアルしました。
★教育とくらしの情報を
発信しています。

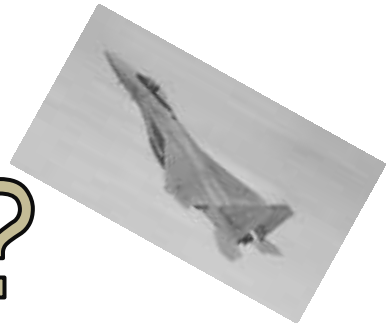


2012年度
17号

都教組北多摩東支部
電話 (042) 384・2941
FAX (042) 384・7904
kita-higasi@mvc.
biglobe.ne.jp

シリーズ「憲法・教育・平和」 ②

国防軍で戦争しよう？



日本国憲法

第二章 戦争の放棄

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

自民党改憲案

第二章 安全保障

第九条・前項の規定は自衛権の発動を妨げるものではない。

(国防軍)

現行の二項を削除

第九条の二 我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮官とする国防軍を保持する。



国防軍の創設？

安倍内閣が誕生したことで、自民党が昨年四月にまとめた改憲案の危険な中身が注目されています。

九条改憲の最大の問題は、交戦権を禁止した第2項を削除して、海外で戦争をする国防軍の創設です。

海外で戦争？

また、安部内閣は政府見解で「許されない」としてきた集団的自衛権の行使を可能にしようとしています。

アメリカが攻められたら日本がその国に戦争をしかけるとするのが「集団的自衛権の行使」です。さらに、アメリカ主導の有志連合軍に日本の「国防軍」が参加して世界のどこでも戦争できる憲法にしようとしています。

戦後六八年間、日本は戦争をしないで、自衛隊は一人の人も殺しませんでした。憲法九条は、日本が侵略戦争の過ちを反省し国際社会に復帰できた原点です。

都教組北多摩東支部は、九条を守る運動を今年の一歩の課題にしています。